

新中学校における施設必要面積

中学校設置基準（平成14年文部科学省令 第15号）

○第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別な定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。（別表）

イ 校舎面積	生徒数	校舎面積 (㎡)
	1人以上40人以下	600
	41人以上480人以下	$600+6 \times (\text{生徒数}-40)$
	481人以上	$3,240+4 \times (\text{生徒数}-480)$
ロ 運動場面積	生徒数	運動場面積 (㎡)
	1人以上240人以下	3,600
	241人以上720人以下	$3,600+10 \times (\text{生徒数}-240)$
	721人以上	8,400

・新中学校の生徒数を427人と設定。

【校舎】

・設置基準校舎面積： $2,922 \text{ m}^2$ ($600+6 \times (427-40)=2,922 \text{ m}^2$)

【運動場】

・設置基準運動場面積： $5,470 \text{ m}^2$ ($3,600+10 \times (427-240)=5,470 \text{ m}^2$)

各施設面積比較表

	唐瀬原中学校		新設地	
校舎	5,491 ㎡	増設含む	6,370 ㎡	
運動場	15,900 ㎡	野球・陸上部	8,200 ㎡	野球部・サッカー部・陸上部
サッカー場	8,350 ㎡	サッカー部		
テニスコート	3,000 ㎡	女子ソフトテニス部		
体育館	1,294 ㎡	男女バスケットボール部 女子バレー部 卓球部	2,000 ㎡	男女バスケットボール部 女子バレー部 卓球部
武道場	350 ㎡	柔道部・剣道部		柔道部・剣道部